

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月28日
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 (総称を「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・ シリーズ」とします。)
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 各ファンド毎に上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので、平成24年8月30日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの基本的性格

(略)

<訂正前>

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

<訂正後>



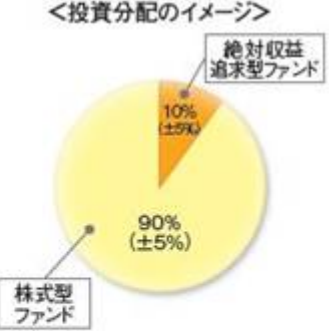
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

<更新・追加>

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）を実質的な主要投資対象[※]とし、積極的に分散投資を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

名 称	ユニテッド・タートルクラブ・ ファンド・安定型 (愛称:ゼニガメ)	ユニテッド・タートルクラブ・ ファンド・バランス型 (愛称:ウミガメ)	ユニテッド・タートルクラブ・ ファンド・積極型 (愛称:ミノガメ)
指定投資 信託証券 [※] への 投資配分	<p>債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p> <p>絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p> <p><投資分配のイメージ></p> 	<p>債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 30% (±10%)</p> <p>株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p> <p>絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 20% (±10%)</p> <p><投資分配のイメージ></p> 	<p>株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 90% (±5%)</p> <p>絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 10% (±5%)</p> <p><投資分配のイメージ></p> 

(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

※ 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

<指定投資信託証券分類の定義>

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含まれます。）への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 配分方針

年1回（毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

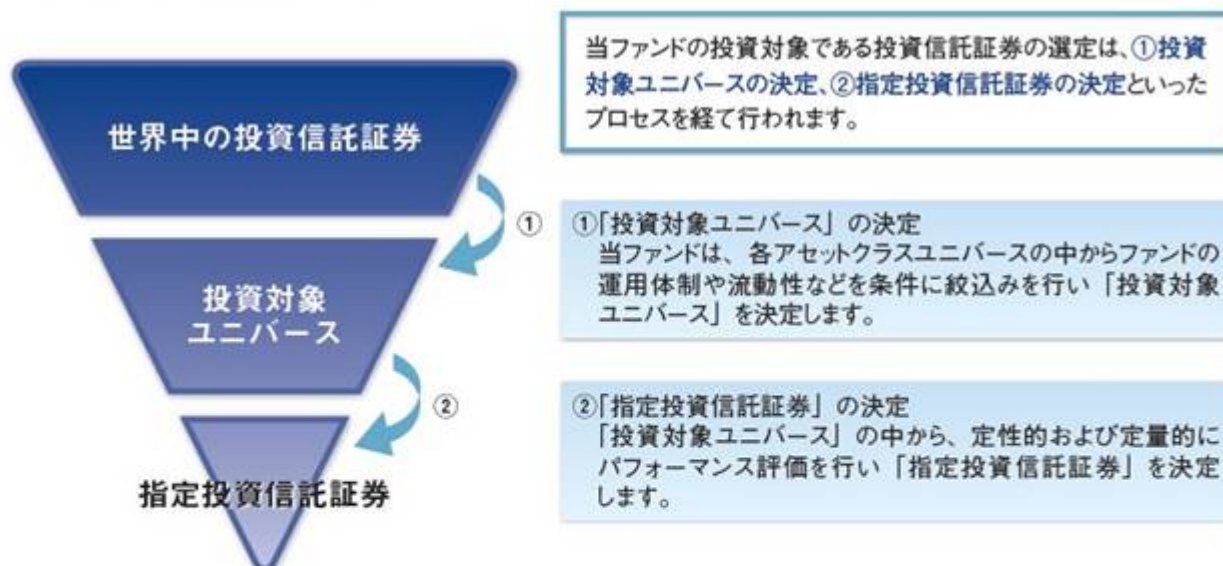
<参考> 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） ● iシェアーズ バークレイズ債券総合ファンド ● iシェアーズ・S&Pシティグループ世界国債（除く米国）ファンド
株式型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経 225 連動型上場投資信託 ● プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け） ● パワーシェアーズQQQ ● 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け） ● db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス ● iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）・インデックス・ファンド ● アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け） ● MB Capital Equity Fund 1 ● iシェアーズ MSCI AC アジア（除く日本）インデックス・ファンド
絶対収益追求型 ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット ● CTAマルチ・ストラテジー・ファンド ● 日本株マルチ・ストラテジー・ファンド ● グローバル・レイズ・マルチ・ストラテジー・ファンド

※上記は、平成 25 年 2 月 28 日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含まれます。）が指定される場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

● 指定投資信託証券の選定方法



※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

- ・定性評価においては、投資信託証券の過去の実績（Performance）、マネージャの経歴（People）、運用哲学（Philosophy）、ベンチマーク比較（Peer Comparison）、実際のポートフォリオの整合性（Portfolio）の5Pを総合的に評価します。
- ・定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドローダウン等に着目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

（3）ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

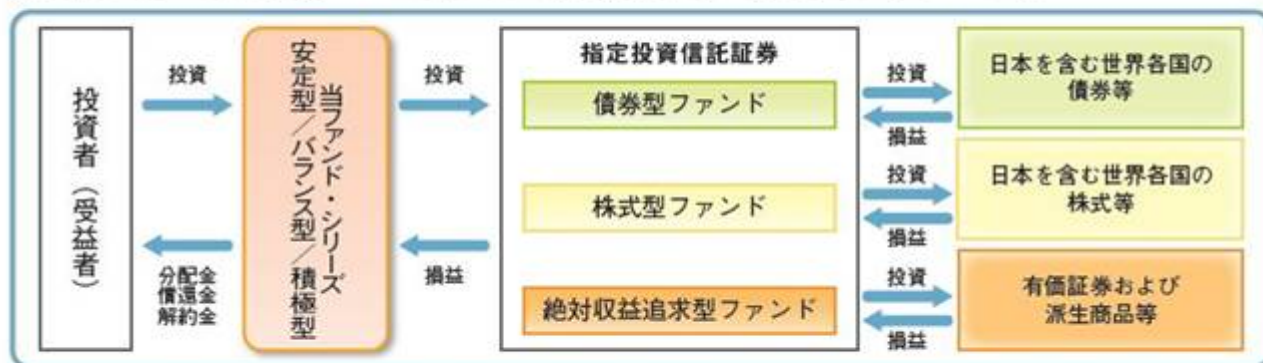
<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

<更新・追加>

ファンドのしくみ

当ファンド・シリーズの各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



投資信託証券への投資にあたっては、約款に定める「指定投資信託証券[※]」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行います。指定投資信託証券は、適宜（原則として、半年毎）見直しを行います。

※詳しくは、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

<訂正前>

委託会社の概況（平成24年6月末現在）

1）～3）（略）

<訂正後>

委託会社の概況（平成24年11月末現在）

1）～3）（略）

2 投資方針

（１）投資方針
（指定投資信託証券の分類の定義）

<訂正前>

（略）

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

<訂正後>

（略）

上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

(2) 投資対象

投資対象とする投資信託証券の概要

<更新・追加>

<債券型ファンド>

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。 ④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ⑤A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	iシェアーズバークレイズ債券総合ファンド（英文名：iShares Barclays Aggregate Bond Fund）
投資方針・特色	バークレイズUSアグリゲイト指数 [※] によって定義される米国の投資適格債券市場全体の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。 [※] 米国投資適格債券市場全体のパフォーマンスを測る指標で、米国の投資適格債券には、米国内で公募販売が行なわれている投資適格の米国国債、投資適格社債、モーゲージ・パススルー証券およびアセット・バック証券が含まれます。
上場証券取引所	NYSEアーカ（米国）
管理報酬	年率0.22%
上場日	2003年9月22日
ファンド名	iシェアーズ・S&Pシティグループ世界国債（除く米国）ファンド （英文名：iShares S&P/Citigroup International Treasury Bond Fund）
投資方針・特色	シティグループ世界国債（除く米国）インデックス [※] に連動する投資成績を目標とします。 [※] 米国のシティグループの組成した指数で、米国を除き、日本をはじめとした世界の主要先進国を網羅する国債のインデックスです。
上場証券取引所	ナスダック取引所（米国）
管理報酬	年率0.35%
上場日	2009年1月21日

<株式型ファンド>

ファンド名	日経 225 連動型上場投資信託
投資方針・特色	日経 225 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行い、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経 225 における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行い、日経 225 に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	大阪証券取引所
信託報酬	純資産総額に対して、年率 0.252%（税抜 0.24%）以内
上場日	2001 年 7 月 9 日
ファンド名	プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	プレミアム・エクイティ・マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、米国以外の企業が発行する米国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。 ③バリュー、ファンダメンタルズおよびポジティブな事業モメンタムに着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄を選定します。 ④マザーファンドの信託財産の運用に関し、ロベコ インベストメント マネジメント社（Robeco Investment Management, Inc.；米国）に米国の株式の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。 ⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8610%（税抜年 0.82%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	パワーシェアーズQQQ（英文名：Power Shares QQQ）
投資方針・特色	米国ナスダック市場上場銘柄のうち、代表的な 100 銘柄の指数の価額および運用実績に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	ナスダック取引所（米国）
管理報酬	年率 0.20%
上場日	1999 年 3 月 10 日
ファンド名	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	欧州株式ロウ・ボラティリティ・マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として MSCI EUROPE に含まれる欧州の株式に投資を行います。（なお、欧州以外の企業が発行する欧州各国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。） ③マザーファンドの運用に際し、アナリティック社独自開発のリスクモデルにより投資ユニバースをランキングし、最適な低ボラティリティ・ポートフォリオを構成する為の低リスクで高めのリターンが見込まれる銘柄を選定します。 ④マザーファンドの信託財産の運用に関し、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（Analytic Investors LLC.；米国）に欧州の株式の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。 ⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7455%（税抜年 0.71%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス (英文名: db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF)
投資方針・特色	新興国で構成される MSCI エマージング・マーケット 指数に概ね連動する投資成果を目指します。
上場取引所	ロンドン証券取引所 (英国)
管理報酬	年 0.65%以内
上場日	2007年6月22日
ファンド名	iシェアーズ MSCI パシフィック (除く日本)・インデックス・ファンド (英文名: iShares MSCI Pacific Market Index Fund ex Japan)
投資方針・特色	MSCI パシフィック・フリー (除く日本) インデックスによって代表されるオーストラリア、香港、ニュージーランドおよびシンガポールの市場で取引される株式の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。
上場取引所	NYSEアーカ (米国)
管理報酬	年 0.50%
上場日	2001年10月25日
ファンド名	アカディアン日本株式ファンド (適格機関投資家向け)
主要投資対象	ユナイテッド・アカディアン日本株式マザーファンド
投資方針・特色	①マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長を目指します。 ②マザーファンドの信託財産の運用に関する権限を、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ委託します。 ③市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.903% (税抜年 0.86%) の率を乗じて得た額とします。 ②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	MB Capital Equity Fund 1
ファンド形態	ベトナム籍会社型外国投資信託
表示通貨	ベトナム・ドン
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②主として、ベトナムの未公開株式および店頭公開株式に投資を行います。 ③投資にあたっては、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資対象となる銘柄を選別し、投資を行います。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.12%の率を乗じて得た額とします。
実績報酬	上記の管理報酬等のほか、前期計算期間末の基準価額に対して当該計算期間末の基準価額がハードル・レート (12%) を超過した場合に、その超過分に対して 20%の実績報酬が発生します。
保管受託会社	HSBC Bank (Vietnam) Limited.
運用会社	MB Capital Management Joint Stock Company
ファンド名	iシェアーズ MSCI AC アジア (除く日本) インデックス・ファンド (英文名: iShares MSCI All Country Asia ex Japan Index Fund)
投資方針・特色	中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、台湾およびタイで構成されるアジア地域の MSCI AC アジア (除く日本) インデックスに連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	ナスダック取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.68%
上場日	2008年8月13日

＜絶対収益追求型ファンド＞

ファンド名	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット (英文名:TRANSTREND STANDARD RISK Series Trust CLASS A TSR UNITS (FOR FUND OF FUNDS ONLY))
ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託
投資方針・特色	株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引を主な投資対象とし、ダイバーシファイド・トレンド・プログラム・スタンダード・リスク(JPY)に基づき、トレンド・フォロー運用(方向性に追隨してポジションを構築する運用)を行います。
信託報酬等	①管理報酬として、管理会社へ信託財産の純資産総額に対して年2.20%が当該信託財産から支弁されます。なお、投資顧問会社への報酬は、管理会社が受取る管理報酬の中から支弁されます。 ②上記のほか、信託財産の純資産総額に対して、受託会社報酬として、受託会社へ年0.02%(ただし、最低報酬20,000米ドル/年額)、管理事務代行報酬として管理事務代行会社へ信託財産の純資産総額に対して年0.05%および4,000ユーロ/月額、保管受託報酬として、保管受託会社へ年0.02%およびリスク管理報酬として、リスク管理会社へ信託財産の純資産総額に対して最大年0.20%(ただし、最低報酬2,500米ドル/月額)が当該信託財産から支払われます。 ③毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。
管理会社	ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント (Robeco Institutional Asset Management B.V)
投資顧問会社	トランストレンド (Transtrend B.V) トレーディング・アドバイザーとして投資顧問業務を提供しています。
受託会社	Alternative Investments Services Limited
管理事務代行会社 及び保管受託会社	CACEIS Bank Luxembourg S.A.
リスク管理会社	RPM Risk & Portfolio Management AB
ファンド名	CTAマルチ・ストラテジー・ファンド(英文名:CTA Multi Strategy Fund)
ファンド形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針・特色	主として、世界各国の取引所に上場する先物およびオプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。
管理報酬等	①管理会社報酬一年0.72%(投資顧問会社への報酬も含む) なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。 ②管理事務代行報酬一年上限0.20%
管理会社	Gordian Capital Singapore Private Limited.
投資顧問会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
ファンド名	日本株マルチ・ストラテジー・ファンド(英文名:Japan Equity Multi Strategy Fund)
ファンド形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針・特色	主として、わが国の取引所に上場する株式、株価指数先物および株価指数オプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。
管理報酬等	①管理会社報酬一年0.72%(投資顧問会社への報酬も含む) なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。 ②管理事務代行報酬一年上限0.40%
管理会社	Gordian Capital Singapore Private Limited.
投資顧問会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	ケイマン籍外国投資信託証券「グローバル・レイツ・マルチ・ストラテジー・ファンド」 (英文名：Global Rates Multi Strategy Fund)
投資方針・特色	主として、金利・債券・通貨等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物およびオプション等を投資対象とし、複数の運用戦略に分散投資することにより、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資する運用戦略及び投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。
管理報酬等	①管理報酬一年0.72%（投資顧問会社への報酬も含む） なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。 ②管理事務代行報酬一年上限0.40%
管理会社	Gordian Capital Singapore Private Limited
投資顧問会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

（３）運用体制
<訂正前>
（略）

運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

（略）

運用を担当する運用部門（６名程度）、顧客とのリレーションを担当する投信営業部門および年金営業部門（６名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（４名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（３名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（２名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（４名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（３名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

（略）

上記の運用体制は、平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<訂正後>
（略）

運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。（平成25年1月4日付で、社団法人投資信託協会は、「一般社団法人投資信託協会」となりました。）

（略）

運用を担当する運用部門（７名程度）、顧客とのリレーションを担当する投信営業部門および年金営業部門（５名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（４名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（３名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（２名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（３名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（３名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

（略）

上記の運用体制は、平成24年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 投資リスク

(2) リスク管理体制

<訂正前>

上記体制は平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

上記体制は平成24年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

信託報酬

<訂正前>

(略)

・各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成24年8月30日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

(略)

<訂正後>

(略)

・各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成25年2月28日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

(略)

(5) 課税上の取扱い

<更新・追加>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率と

- なる予定です。
- 2) 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

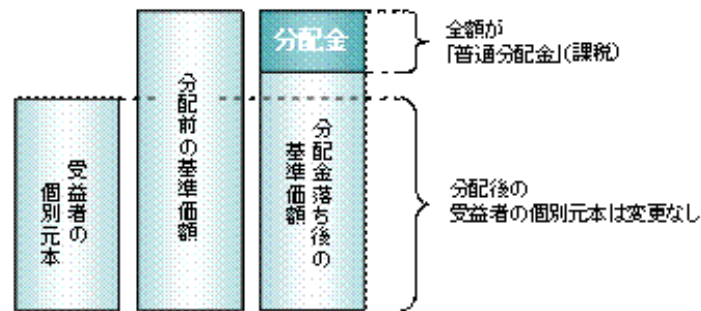
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

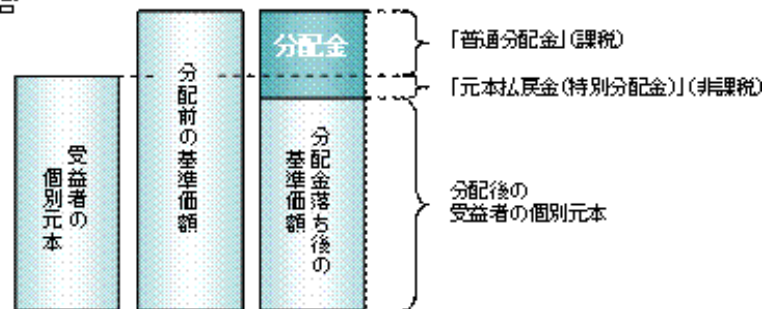
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成25年2月28日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新・追加>

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型>

以下の運用状況は2012年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	日本	41,195,839	19.85
	アメリカ	53,370,033	25.72
	ケイマン島	104,575,299	50.39
	小計	199,141,171	95.95
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	8,402,287	4.05
合計(純資産総額)		207,543,458	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	37,745,867	1.0762	40,622,102	1.0914	41,195,839	19.85
ケイマン島	投資信託受益証券	Japan Equity Multi Strategy Fund	401,430	99.6400	40,000,000	100.2178	40,230,431	19.38
ケイマン島	投資信託受益証券	トランストレンドスタンダードリスクシリーズトラスト	41,030,933	0.8845	36,291,860	0.8306	34,080,292	16.42
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・S & Pシティグループ世界国債(除く米国)ファンド	3,800	8,026.3871	30,500,271	8,462.4658	32,157,370	15.49
ケイマン島	投資信託受益証券	CTA Multi Strategy Fund	314,073	95.7600	30,076,091	96.3616	30,264,576	14.58
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズパークレイズ債券総合ファンド	2,300	9,142.9909	21,028,879	9,222.8970	21,212,663	10.22

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.95
合計	95.95

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績
純資産の推移

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末	2003年 6月 2日	863	863	1.0377	1.0377
第3計算期間末	2004年 5月31日	713	713	1.0127	1.0127
第4計算期間末	2005年 5月31日	708	708	1.0161	1.0161
第5計算期間末	2006年 5月31日	595	595	1.0034	1.0034
第6計算期間末	2007年 5月31日	411	411	1.0212	1.0212
第7計算期間末	2008年 6月 2日	332	332	0.9930	0.9930
第8計算期間末	2009年 6月 1日	288	288	0.9227	0.9227
第9計算期間末	2010年 5月31日	238	238	0.9089	0.9089
第10計算期間末	2011年 5月31日	231	231	0.9039	0.9039
第11計算期間末	2012年 5月31日	213	213	0.8749	0.8749
	2011年11月末日	222	-	0.8877	-
	12月末日	223	-	0.8883	-
	2012年 1月末日	223	-	0.8900	-
	2月末日	224	-	0.8903	-
	3月末日	223	-	0.8864	-
	4月末日	222	-	0.8813	-
	5月末日	213	-	0.8749	-
	6月末日	214	-	0.8728	-
	7月末日	213	-	0.8679	-
	8月末日	213	-	0.8661	-
	9月末日	211	-	0.8600	-
	10月末日	209	-	0.8547	-
	11月末日	207	-	0.8590	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	-

収益率の推移

期	期間	収益率（％）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	3.49
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	2.41
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0.34
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	1.25
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	1.77
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	2.76
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	7.08
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	1.50
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.55
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	3.21
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	1.82

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	249,497,701	134,442,399
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	161,789,952	289,005,999
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	68,322,376	75,866,132
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	42,195,957	145,943,575
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	31,778,264	221,899,109
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	22,117,727	90,835,090
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	17,340,310	39,240,565
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	22,879,523	73,641,889
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	13,472,699	19,319,400
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	11,048,203	22,550,435
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	5,219,452	8,143,046

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型>

以下の運用状況は2012年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	219,878,959	50.67
	アメリカ	94,325,165	21.74
	ルクセンブルグ	10,784,409	2.49
	ケイマン島	92,806,161	21.39
	小計	417,794,694	96.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	16,174,122	3.73
合計（純資産総額）		433,968,816	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け）	75,441,812	1.0422	78,626,825	1.1308	85,309,601	19.66
日本	投資信託 受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け）	44,530,855	0.9344	41,609,630	1.0928	48,663,318	11.21
アメリカ	投資信託 受益証券	iシェアーズ・S & Pシティグループ世界 国債（除く米国）ファンド	5,100	8,142.3590	41,526,031	8,462.4659	43,158,576	9.95
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	37,531,098	1.0765	40,400,425	1.0914	40,961,440	9.44
日本	投資信託 受益証券	アカデミアン日本株式ファンド（適格機 関投資家向け）	40,000,000	0.8641	34,564,000	0.9262	37,048,000	8.54
ケイマン島	投資信託 受益証券	Japan Equity Multi Strategy Fund	351,581	99.5500	35,000,000	100.2178	35,234,674	8.12
ケイマン島	投資信託 受益証券	CTA Multi Strategy Fund	314,073	95.7600	30,076,091	96.3616	30,264,576	6.97
ケイマン島	投資信託 受益証券	トランストrend スタンダード リスク シリーズ トラスト	32,876,128	0.8845	29,078,935	0.8306	27,306,911	6.29
アメリカ	投資信託 受益証券	iシェアーズ パークレイズ債券総合ファ ンド	2,600	9,134.2073	23,748,939	9,222.8969	23,979,532	5.53
アメリカ	投資信託 受益証券	iシェアーズ MSCI AC アジア（除く日 本）インデックス・ファンド	4,000	4,336.3710	17,345,484	4,767.0660	19,068,264	4.39
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	db x-trackers MSCI エマージング・マー ケッツ TRN インデックス	3,400	2,806.0403	9,540,537	3,171.8850	10,784,409	2.49
アメリカ	投資信託 受益証券	パワーシェアーズQQQ	1,500	5,117.7180	7,676,577	5,412.5287	8,118,793	1.87
日本	投資信託 受益証券	日経225連動型上場投資信託	820	8,740	7,166,800	9,630	7,896,600	1.82

□.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.27
合計	96.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績
純資産の推移

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末	2003年 6月 2日	189	189	0.8585	0.8585
第3計算期間末	2004年 5月31日	287	287	0.9577	0.9577
第4計算期間末	2005年 5月31日	358	358	0.9727	0.9727
第5計算期間末	2006年 5月31日	431	431	1.1188	1.1188
第6計算期間末	2007年 5月31日	522	522	1.2230	1.2230
第7計算期間末	2008年 6月 2日	515	515	1.0824	1.0824
第8計算期間末	2009年 6月 1日	441	441	0.8246	0.8246
第9計算期間末	2010年 5月31日	486	486	0.8302	0.8302
第10計算期間末	2011年 5月31日	512	512	0.8555	0.8555
第11計算期間末	2012年 5月31日	426	426	0.7966	0.7966
	2011年11月末日	436	-	0.7833	-
	12月末日	440	-	0.7856	-
	2012年 1月末日	449	-	0.7991	-
	2月末日	473	-	0.8377	-
	3月末日	482	-	0.8520	-
	4月末日	445	-	0.8362	-
	5月末日	426	-	0.7966	-
	6月末日	422	-	0.7998	-
	7月末日	426	-	0.8018	-
	8月末日	430	-	0.8101	-
	9月末日	423	-	0.8124	-
	10月末日	426	-	0.8151	-
	11月末日	433	-	0.8315	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	-

収益率の推移

期	期間	収益率（％）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	10.14
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	11.56
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	1.57
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	15.02
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	9.31
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	11.50
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	23.82
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.68
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	3.05
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	6.88
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	4.38

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	76,427,140	6,952,040
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	108,290,476	28,657,722
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	114,966,998	46,043,377
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	92,096,330	75,163,706
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	79,811,431	38,212,195
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	76,845,404	27,982,582
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	89,684,823	30,728,857
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	76,418,090	25,727,762
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	63,433,467	50,533,309
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	49,934,683	113,145,832
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	22,006,233	35,633,620

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

以下の運用状況は2012年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	732,697,033	71.45
	アメリカ	130,085,717	12.69
	ルクセンブルグ	38,062,620	3.71
	ケイマン島	107,676,590	10.50
	小計	1,008,521,960	98.35
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	16,896,620	1.65
合計(純資産総額)		1,025,418,580	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け)	306,504,199	1.0427	319,593,744	1.1308	346,594,948	33.80
日本	投資信託 受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファン ド(適格機関投資家向け)	176,119,908	0.9344	164,566,442	1.0928	192,463,835	18.77
日本	投資信託 受益証券	アカデミアン日本株式ファンド(適格 機関投資家向け)	161,239,744	0.8659	139,615,000	0.9262	149,340,250	14.56
アメリカ	投資信託 受益証券	iシェアーズ MSCI AC アジア(除く日 本)インデックス・ファンド	19,000	4,337.1021	82,404,939	4,767.0660	90,574,254	8.83
日本	投資信託 受益証券	日経225連動型上場投資信託	4,600	8,740	40,204,000	9,630	44,298,000	4.32
ケイマン島	投資信託 受益証券	CTA Multi Strategy Fund	419,684	95.5800	40,114,184	96.3616	40,441,421	3.94
アメリカ	投資信託 受益証券	パワーシェアーズQQQ	7,300	5,150.5663	37,599,134	5,412.5292	39,511,463	3.85
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	db x-trackers MSCI エマージング・ マーケッツ TRN インデックス	12,000	2,806.0403	33,672,484	3,171.8850	38,062,620	3.71
ケイマン島	投資信託 受益証券	トランストレンド スタンダード リス ク シリーズ トラスト	44,382,574	0.8845	39,256,386	0.8306	36,864,165	3.60
ケイマン島	投資信託 受益証券	Japan Equity Multi Strategy Fund	303,050	98.9900	30,000,000	100.2178	30,371,004	2.96

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.35
合計	98.35

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績
純資産の推移

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末	2003年 6月 2日	194	194	0.6996	0.6996
第3計算期間末	2004年 5月31日	338	338	0.8709	0.8709
第4計算期間末	2005年 5月31日	537	537	0.9018	0.9018
第5計算期間末	2006年 5月31日	824	824	1.1633	1.1633
第6計算期間末	2007年 5月31日	1,162	1,162	1.3511	1.3511
第7計算期間末	2008年 6月 2日	1,092	1,092	1.1035	1.1035
第8計算期間末	2009年 6月 1日	888	888	0.6977	0.6977
第9計算期間末	2010年 5月31日	1,045	1,045	0.7253	0.7253
第10計算期間末	2011年 5月31日	1,138	1,138	0.7695	0.7695
第11計算期間末	2012年 5月31日	967	967	0.6910	0.6910
	2011年11月末日	965	-	0.6610	-
	12月末日	975	-	0.6683	-
	2012年 1月末日	1,004	-	0.6895	-
	2月末日	1,075	-	0.7446	-
	3月末日	1,111	-	0.7685	-
	4月末日	1,037	-	0.7458	-
	5月末日	967	-	0.6910	-
	6月末日	973	-	0.6960	-
	7月末日	980	-	0.7009	-
	8月末日	1,004	-	0.7147	-
	9月末日	1,007	-	0.7208	-
	10月末日	998	-	0.7256	-
	11月末日	1,025	-	0.7471	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	-

収益率の推移

期	期間	収益率（％）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	20.87
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	24.49
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	3.55
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	29.00
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	16.14
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	18.33
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	36.77
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	3.96
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	6.09
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	10.20
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	8.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	148,426,457	58,990,912
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	189,093,477	78,399,339
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	273,445,866	66,554,323
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	258,493,738	145,498,028
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	238,395,302	86,881,977
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	254,142,055	124,852,470
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	357,303,774	73,522,086
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	262,448,944	94,275,770
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	204,074,623	166,318,749
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	163,048,776	242,158,848
当中間期	2012年 6月 1日～2012年11月30日	68,191,790	95,910,210

(参考情報)

運用実績

データ基準日：2012年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

	安定型	バランス型	積極型
基準価額	8,590 円	8,315 円	7,471 円
純資産総額	2.1 億円	4.3 億円	10.3 億円



分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第7期(平成20年6月2日)	0円	0円	0円
第8期(平成21年6月1日)	0円	0円	0円
第9期(平成22年5月31日)	0円	0円	0円
第10期(平成23年5月31日)	0円	0円	0円
第11期(平成24年5月31日)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

*分配金は、1万円当たり、税引き前の金額です。

主要な資産の状況

ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	19.8%	9.4%	—
	iシェアーズ パークレイズ債券総合ファンド	10.2%	5.5%	—
	iシェアーズ・S&Pシティグループ世界国債(除く米国)ファンド	15.5%	9.9%	—
	ヘッジ付外債プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%	0.0%	—
株式型	日経225上場投信	—	1.8%	4.3%
	プレミアム・エクイティ・ファンド(適格機関投資家向け)	—	19.7%	33.8%
	パワーシェアーズQQQ	—	1.9%	3.9%
	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド(適格機関投資家向け)	—	11.2%	18.8%
	db x-trakers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス	—	2.5%	3.7%
	VP アジアリビュー株式ファンド(適格機関投資家向け)	—	0.0%	0.0%
	iシェアーズ MSCI パシフィック(除く日本)・インデックス・ファンド	—	0.0%	0.0%
	アカディアン日本株式ファンド(適格機関投資家向け)	—	8.5%	14.6%
	MB Capital Equity Fund 1	—	0.0%	0.0%
	iシェアーズ MSCI AC アジア(除く日本) インデックス・ファンド	—	4.4%	8.8%
絶対収益追求型	トランストrend・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラス A	16.4%	6.3%	3.6%
	QED 日本株アルファ・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%	0.0%	0.0%
	QED 日本株ベータ・コントロール・ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%	0.0%	0.0%
	CTA マルチ・ストラテジー・ファンド	14.6%	7.0%	3.9%
	日本株マルチ・ストラテジー・ファンド	19.4%	8.1%	3.0%
	現金など	4.0%	3.7%	1.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。2012年は11月末までの騰落率です。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】 3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

有価証券などの評価基準

<訂正前>

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

(略)

<訂正後>

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

(略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年6月1日から平成24年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	626,384
コール・ローン	11,851,472
投資信託受益証券	199,141,172
未収利息	32
流動資産合計	211,619,060
資産合計	211,619,060
負債の部	
流動負債	
未払解約金	830,353
未払受託者報酬	55,914
未払委託者報酬	1,397,821
その他未払費用	1,791,514
流動負債合計	4,075,602
負債合計	4,075,602
純資産の部	
元本等	
元本	241,619,013
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	34,075,555
(分配準備積立金)	3,223,143
元本等合計	207,543,458
純資産合計	207,543,458

負債純資産合計	211,619,060
---------	-------------

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
	金額（円）
営業収益	
受取配当金	414,751
受取利息	6,227
有価証券売買等損益	3,029,952
為替差損益	1,926,138
営業収益合計	682,836
営業費用	
受託者報酬	55,914
委託者報酬	1,397,821
その他費用	1,799,741
営業費用合計	3,253,476
営業損失（ ）	3,936,312
経常損失（ ）	3,936,312
中間純損失（ ）	3,936,312
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	138,514
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	30,596,630
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,019,690
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,019,690
剰余金減少額又は欠損金増加額	700,817
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	700,817
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	34,075,555

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	244,542,607円
期中追加設定元本額	5,219,452円
期中一部解約元本額	8,143,046円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,075,555円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	241,619,013口

(金融商品に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 （平成24年11月30日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	0.8590円 （8,590円）

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,337,516
コール・ローン	23,875,653
投資信託受益証券	417,794,696
未収利息	65
流動資産合計	443,007,930
資産合計	443,007,930
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,007,377
未払受託者報酬	112,189
未払委託者報酬	2,804,647
その他未払費用	2,114,901
流動負債合計	9,039,114
負債合計	9,039,114
純資産の部	
元本等	
元本	521,941,301
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	87,972,485
(分配準備積立金)	58,029,494
元本等合計	433,968,816
純資産合計	433,968,816
負債純資産合計	443,007,930

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
	金額（円）
営業収益	
受取配当金	794,064
受取利息	9,042
有価証券売買等損益	18,789,297
為替差損益	3,822,615
その他収益	11,813
営業収益合計	23,426,831
営業費用	
受託者報酬	112,189
委託者報酬	2,804,647
その他費用	2,128,665
営業費用合計	5,045,501
営業利益	18,381,330
経常利益	18,381,330
中間純利益	18,381,330
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	451,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	108,932,907
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,242,118
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,242,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,211,222
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,211,222
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	87,972,485

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	535,568,688円
期中追加設定元本額	22,006,233円
期中一部解約元本額	35,633,620円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は87,972,485円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	521,941,301口

(金融商品に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 （平成24年11月30日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	0.8315円 （8,315円）

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,051,354
コール・ローン	31,196,381
投資信託受益証券	1,008,521,960
未収利息	85
流動資産合計	1,040,769,780
資産合計	1,040,769,780
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,447,607
未払受託者報酬	261,654
未払委託者報酬	6,541,290
その他未払費用	2,100,649
流動負債合計	15,351,200
負債合計	15,351,200
純資産の部	
元本等	
元本	1,372,528,718
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	347,110,138
(分配準備積立金)	172,379,918
元本等合計	1,025,418,580
純資産合計	1,025,418,580
負債純資産合計	1,040,769,780

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間
	自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
金額（円）	
営業収益	
受取配当金	1,255,288
受取利息	17,192
有価証券売買等損益	79,915,826
為替差損益	6,011,350
その他収益	48,499
営業収益合計	87,248,155
営業費用	
受託者報酬	261,654
委託者報酬	6,541,290
その他費用	2,113,455
営業費用合計	8,916,399
営業利益	78,331,756
経常利益	78,331,756
中間純利益	78,331,756
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,696,236
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	432,679,045
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,592,017
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,592,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,658,630
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,658,630
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	347,110,138

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	1,400,247,138円
期中追加設定元本額	68,191,790円
期中一部解約元本額	95,910,210円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は347,110,138円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,372,528,718口

(金融商品に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成24年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 （平成24年11月30日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	0.7471円 （7,471円）

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年11月30日現在です。

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 >

【純資産額計算書】

資産総額	211,619,060 円
負債総額	4,075,602 円
純資産総額（ - ）	207,543,458 円
発行済口数	241,619,013 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8590 円

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 >

純資産額計算書

資産総額	443,007,930 円
負債総額	9,039,114 円
純資産総額（ - ）	433,968,816 円
発行済口数	521,941,301 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8315 円

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

純資産額計算書

資産総額	1,040,769,780 円
負債総額	15,351,200 円
純資産総額（ - ）	1,025,418,580 円
発行済口数	1,372,528,718 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7471 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

<更新・追加>

1 委託会社等の概況

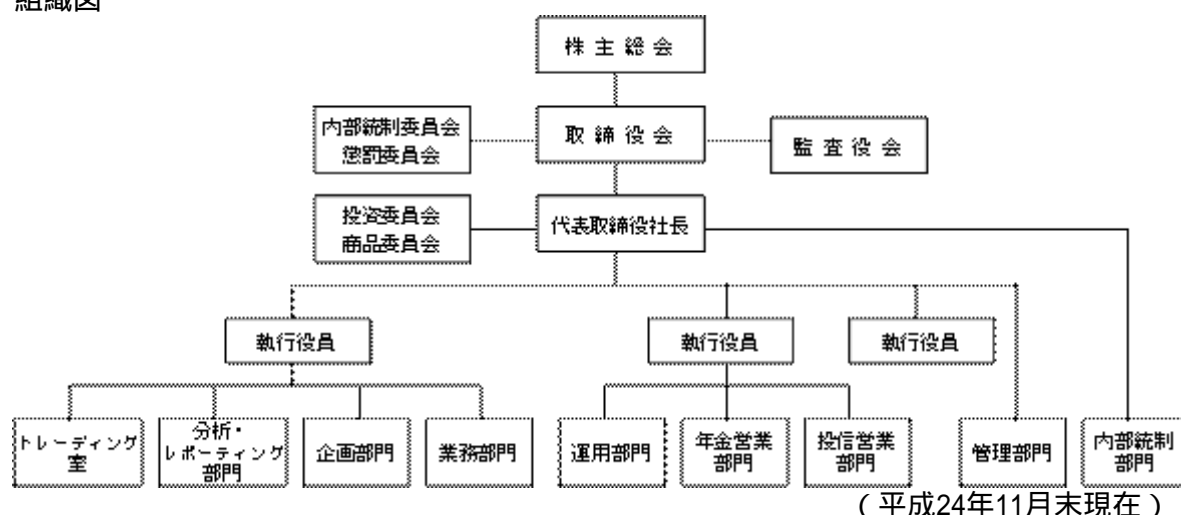
(1) 資本金の額等

平成24年11月末現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成24年11月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとし、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

- 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
- 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
- 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

(平成24年11月末現在)

2 事業の内容及び営業の概況

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

- 平成24年11月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数48本、純資産総額42,916百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	43	37,648
単位型株式投資信託	5	5,268
合計	48	42,916

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

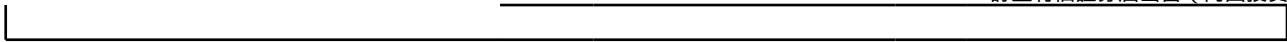
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,379	133,219
関係会社短期貸付金	50,000	-
前払費用	12,527	10,251
未収入金	137	9
未収委託者報酬	114,316	90,344
未収収益	92,795	88,990
立替金	24,595	68,601
流動資産合計	493,752	391,417
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 7,263	6,195
器具備品（純額）	*1 2,142	1,843
リース資産（純額）	*1 503	-
有形固定資産合計	9,908	8,039
無形固定資産		
ソフトウェア	2,715	54,495
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,010	55,789
投資その他の資産		
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	21,789	21,613
長期前払費用	929	542
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	22,719	22,156
固定資産合計	36,638	85,985
資産合計	530,390	477,403
負債の部		
流動負債		
預り金	12,033	31,664
未払金	13,933	13,886
未払手数料	38,185	23,630
リース債務	558	-
未払費用	3,147	4,379
未払委託調査費	77,799	47,490
未払法人税等	2,686	3,165
未払消費税等	4,412	2,490
前受収益	815	815
賞与引当金	6,637	5,318
流動負債合計	160,210	132,841
固定負債		
長期前受収益	1,961	1,146
固定負債合計	1,961	1,146
負債合計	162,172	133,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		

資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	911,781	936,584
利益剰余金合計	911,781	936,584
株主資本合計	368,218	343,415
純資産合計	368,218	343,415
負債・純資産合計	530,390	477,403

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	625,535	798,049
投資助言報酬	5,467	53,565
運用受託報酬	231,906	215,905
投資兼業報酬	7,193	3,190
営業収益合計	870,101	1,070,711
営業費用		
支払手数料	222,650	170,286
広告宣伝費	1,574	3,474
調査費	54,408	47,010
委託調査費	196,579	367,476
図書費	533	197
委託計算費	1,918	1,862
通信費	4,334	4,521
印刷費	7,815	3,781
諸会費	2,405	2,270
営業費用合計	492,221	600,882
一般管理費		
給料・手当	277,417	252,569
役員報酬	24,600	38,700
賞与引当金繰入額	6,637	
租税公課	3,764	4,220
不動産賃借料	34,070	34,130
退職給付費用	9,024	7,691
固定資産減価償却費	3,417	4,147
消耗器具備品費	4,367	4,236
機器賃借料	53,683	53,107
法律専門家報酬	4,854	2,061
新人採用費	13,144	4,121
諸経費	101,733	88,941
一般管理費合計	536,714	493,928
営業損失	158,833	24,100
営業外収益		
受取利息	*1 1,107	247
為替差益		234
その他営業外収益	30	
営業外収益合計	1,138	482
営業外費用		
支払利息	37	11
株式交付費		115
その他営業外費用	*2 184	107
営業外費用合計	221	234
経常損失	157,916	23,852
特別利益		
賞与引当金戻入額	2,240	
特別利益合計	2,240	
特別損失		
固定資産廃棄損	*3 90	
特別退職加算金	362	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	794	
特別損失合計	1,247	
税引前当期純損失	156,923	23,852
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	157,873	24,802



（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （ 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日 ）	当事業年度 （ 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日 ）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,155,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
利益剰余金合計		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
株主資本合計		
当期首残高	526,092	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	368,218	343,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
評価換算差額等合計		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
当期首残高	526,090	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-

当期純損失	157,873	24,802
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	-
当期変動額合計	157,872	24,802
当期末残高	368,218	343,415

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1） 其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）なお、当事業年度末において残高はございません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。

（2） 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当事業年度末において残高はございません。

3. 繰延資産の処理方法

（1） 株式交付費

支払時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

（1） 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2） 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物附属設備 14,160千円	建物附属設備 15,427千円
器具備品 4,238千円	器具備品 4,644千円
リース資産 1,645千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。
受取利息 1,102千円	受取利息 247千円
*2 その他営業外費用	*2 その他営業外費用
業務処理過誤により発生した費用 105千円	解約金 56千円
立替印刷費誤算回収不能額 79千円	業務処理過誤により発生した費用 50千円
*3 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。	
器具備品 90千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合 計	4,600			4,600

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合 計	4,600			4,600

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当ありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託調査費は、1年以内の支払期日です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	199,379	199,379	-
（2）関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-
（3）未収委託者報酬	114,316	114,316	-
（4）未収収益	92,795	92,795	-
（5）未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	133,219	133,219	-
（2）未収委託者報酬	90,344	90,344	-
（3）未収収益	88,990	88,990	-
（4）立替金	68,601	68,601	-
（5）預り金	(31,664)	(31,664)	-
（6）未払委託調査費	(47,490)	(47,490)	-

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金・（2）未収委託者報酬・（3）未収収益、並びに（4）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（5）預り金、及び（6）未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,491

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内
現金及び預金	133,219
未収委託者報酬	90,344
未収収益	88,990
立替金	68,601
合計	381,155

（有価証券関係）

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
（1）確定拠出年金への掛金支払額	9,024	7,691
小計	9,024	7,691
（2）臨時に支払った割増退職金等	362	-
合計	9,387	7,691

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	127,438	409,070
未確定債務	-	3,713
未払事業税	702	842
減価償却超過額	417	225
賞与引当金	2,701	2,021
貸倒引当金	1,001	876
資産除去債務	394	408
繰延税金資産小計	132,655	417,157
評価性引当金	(132,655)	(417,157)
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響はありません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当事業年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
132,044	140,617	272,661

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641百万円	投資事業	被所有直接100%	経営管理役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係会社短期貸付金	50,000千円

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641百万円	投資事業	被所有直接100%	経営管理役員の兼任	資金の貸付 貸付金利息の受取	130,000千円 247千円	関係会社短期貸付金	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	80,047円	74,655円
1株当たり当期純損失金額	34,320円	5,391円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式の期中平均株式数	4,600株	4,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成24年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		87,520
		6,680
前払費用		
未収委託者報酬		79,190
未収収益		57,952
立替金		58,485
流動資産合計		289,830
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	0
器具備品（純額）	*1	0
有形固定資産合計		0
無形固定資産		
ソフトウェア		0
電話加入権		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
破産更生債権等		2,459
長期差入保証金		17,290
長期前払費用		349
		2,459
貸倒引当金		
投資その他の資産合計		17,639
固定資産合計		17,639
資産合計		307,469
負債の部		
流動負債		
預り金		15,291
未払金		14,783
未払手数料		19,543
未払費用		3,488
未払委託調査費		36,861
未払法人税等		1,971
未払消費税等		2,026
前受収益		815
流動負債合計		94,782
固定負債		
長期前受収益		737
固定負債合計		737
負債合計		95,519
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		125,000
資本剰余金合計		125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,068,049
利益剰余金合計	1,068,049
株主資本合計	211,950
純資産合計	211,950
負債・純資産合計	307,469

中間損益計算書

（単位:千円）

		当中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		256,686
投資助言報酬		13,387
運用受託報酬		55,814
投資兼業報酬		1,093
営業収益合計		326,982
営業費用		
支払手数料		79,996
広告宣伝費		785
調査費		17,360
委託調査費		57,142
図書費		80
委託計算費		950
通信費		1,931
印刷費		2,124
諸会費		1,259
営業費用合計		161,630
一般管理費		
給料・手当		127,886
役員報酬		11,400
租税公課		1,841
不動産賃借料		16,968
退職給付費用		3,709
固定資産減価償却費	*1	6,526
消耗器具備品費		1,465
機器賃借料		5,954
法律専門家報酬		708
新人採用費		2,626
諸経費		55,481
一般管理費合計		234,569
営業損失		69,218
営業外収益		
受取利息		1
営業外収益合計		1
営業外費用		
為替差損		234
営業外費用合計		234
経常損失		69,452
特別損失		
減損損失	*2	61,537
特別損失合計		61,537
税引前中間純損失		130,990
法人税、住民税及び事業税		475
中間純損失		131,465

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,155,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
資本剰余金合計		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		936,584
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		1,068,049
利益剰余金合計		
当期首残高		936,584
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		1,068,049
株主資本合計		
当期首残高		343,415
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		211,950
純資産合計		
当期首残高		343,415
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		211,950

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法 2. 引当金の計上基準 3. その他中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用して おります。 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能 見込額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっ ております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。なお、 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
建物附属設備	16,002千円
器具備品	4,804千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)		
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。		
	有形固定資産	735千円
	無形固定資産	5,791千円
*2 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。		
場所	用途	種類
本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、 電話加入権、ソフトウェア、 長期差入保証金
<p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>当中間会計期間において、事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（61,537千円）しております。</p> <p>その内訳は、建物附属設備5,620千円、器具備品1,683千円、電話加入権1,294千円、ソフトウェア48,703千円、長期差入保証金4,234千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。</p>		

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	4,600			4,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	87,520	87,520	-
(2) 未収委託者報酬	79,190	79,190	-
(3) 未収収益	57,952	57,952	-
(4) 立替金	58,485	58,485	-
資産計	283,150	283,150	-
(1) 預り金	15,291	15,291	-
(2) 未払金	14,783	14,783	-
(3) 未払手数料	19,543	19,543	-
(4) 未払委託調査費	36,861	36,861	-
負債計	86,480	86,480	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 預り金、(2) 未払金、(3) 未払手数料、(4) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間会計期間において、当該資産除去債務の総額の増減はありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位：千円)

日本	その他	合計
43,789	26,506	70,296

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月 30日）	
1株当たり純資産額	46,076円17銭
1株当たり中間純損失金額	28,579円37銭
<p>（注）1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>2.当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
中間損益計算上の中間純損失	131,465千円
普通株式に係る中間純損失	131,465千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	4,600株

（重要な後発事象）

当社は、平成24年10月16日に金融庁より、金融商品取引法第42条第2項（善良なる管理者の注意義務）の規定に違反の事実が認められたとして、金融商品取引法第51条及び同法第52条第1項の規定に基づき、新たな投資一任契約の締結禁止（平成24年10月16日から平成24年12月15日までの間）並びに業務改善命令を受けております。

これに対し同年11月15日、内部管理態勢の整備や、投資一任契約の締結前後のチェック体制の強化等を内容とする業務改善報告書を金融庁に提出し、現在、改善報告書に沿って業務の改善策を遂行中であります。

当該行政処分により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で影響額の合理的な見積りを行うことは困難であります。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年1月29日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成24年6月1日から平成24年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成24年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年6月1日から平成24年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年1月29日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成24年6月1日から平成24年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成24年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年6月1日から平成24年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年1月29日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成24年6月1日から平成24年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成24年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年6月1日から平成24年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月18日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。